

白井市青少年海外派遣等事業補助金交付要綱

所管課

教育支援課

1 補助金の名称

青少年海外派遣等事業補助金

2 補助金交付の目的

青少年等の国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、かつ、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図るため。

3 用語の定義

「白井市教育研究会」とは、市内小中学校の学力向上及び教職員の資質向上等のための市内教職員で構成する団体をいう。

4 補助対象

白井市教育研究会

5 補助対象経費

別紙に定める経費

6 補助額（率）

197万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成4年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費
青少年国際交流受入事業	・旅費、食糧費、役務費、使用料、報償費、消耗品費、委託費
青少年国際交流派遣事業	・旅費、食糧費、役務費、印刷製本費、使用料、報償費、消耗品費、負担金